

# コスモス南光台デイサービス 指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス） 事業所運営規程

## （事業の目的）

第1条 コスモスケア株式会社が開設するコスモス南光台デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護（要支援）状態等にある高齢者、障害者に対し、適切な指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）のサービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 指定通所介護のサービス提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の状況、生活環境、ご本人及びご家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画(通所介護計画)に基づき、その利用者さまが可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者さまの社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者さまのご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

二 第一号通所事業（通所介護型サービス）のサービス提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

三 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- 一 名 称 コスモス南光台デイサービス
- 二 所在地 仙台市泉区松森字明神20-1

## （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1名（常勤1名 生活相談員・介護員兼務）

管理者は事業所の職員を指導監督し、事業に係わる業務管理を一元的に行う。

### 二 従業者

生活相談員 3名（常勤3名 内管理者・介護員兼務1名、介護職員兼務2名）

- ・生活相談員は利用者さまの心身状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画書を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行います。

- ・利用者さま及びそのご家族の日常生活の相談及び指導

介護職員 12名（常勤職員9名 内専従5名・内生活相談員兼務4名、非常勤職員専従3名）

- ・介護計画に基づく利用者さまの機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助を行う。

看護職員 2名（常勤職員2名、機能訓練指導員兼務）

- ・利用者さまの健康管理及び保健衛生並びにリハビリテーションの実施
- ・利用者さま及びそのご家族の日常生活の医療相談及び指導
- ・利用者さまの主治医及び各保健所等の関係機関との連絡調整

機能訓練指導員 4名（常勤職員4名 内専従2名・内看護職員兼務2名）

- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の向上及び減退を防止するための訓練を行う。

従業者は、指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）のサービス提供に当たる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとします。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとします。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとします。

(指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)の利用定員)

第6条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)の利用定員は次のとおりである。

1単位 55名(通常規模型通所介護)

(指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)の内容)

第7条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)の内容は、利用者さまの人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、健康で明るい生活を送っていただくよう努めるものとし、その内容は、次のとおりとします。

- |          |            |
|----------|------------|
| 一 生活指導   | 五 送迎サービス   |
| 二 機能訓練   | 六 レクリエーション |
| 三 入浴サービス |            |
| 四 食事サービス |            |

(指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣(通所介護)、または仙台市(第一号通所事業(通所介護型サービス))が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)が法定代理受理サービスであるときは、その1割もしくは2割もしくは3割の額とする。

二 法定代理受理以外の利用料については、厚生労働大臣(通所介護)、または仙台市(第一号通所事業(通所介護型サービス))が定める基準の額とする。

三 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- ① 食 材 料 費 750円
- ② お む つ 代 別紙料金表の通り
- ③ キャンセル料金 別紙料金表の通り
- ④ 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護型サービス)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者さまに負担いただくことが適当と認められる費用

四 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たってはあらかじめ、利用者さま又はそのご家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者さまによる同意を文書により得るものとします。

五 障害者の方に、デイサービスを提供した場合の利用料は市区町村長が定めた額とします。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は仙台市宮城野区(岩切、大槻、二の森、燕沢、自由ヶ丘、東仙台、幸町、鶴ヶ谷、安養寺等)、泉区(市名坂、上谷刈、南光台、旭ヶ丘堤、黒松、八乙女、松森、松陵、鶴が丘、山の寺、向陽台等)、青葉区(旭ヶ丘、北根、小松島、台原、中江、高松等)、富谷市(明石台等)の区域とします。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者さまは、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損をした場合等には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

二 利用者さまは、機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等の指示により行うものとします。

三 利用者さまは、事業者や他の利用者さまに対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはなりません。

四 施設敷地内は禁煙となっております。

五 事業所は、利用者さまの心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者さまとご家族と

の協議により、施設、設備の利用方法を決定するのとしします。

(利用者さまの相談・苦情窓口)

第11条 指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）において提供される各サービスについてご相談・苦情を賜ります。

|      |                |                      |       |                  |                  |
|------|----------------|----------------------|-------|------------------|------------------|
| 事業所  | 担当者            | (管理者)                | 阿部 博菜 | 連絡先              | TEL 022-772-6470 |
|      |                |                      |       |                  | FAX 022-772-6471 |
| 市区町村 | 仙台市泉区役所        | 介護保険係                |       | TEL 022-372-3111 |                  |
|      | 仙台市宮城野区役所      | 介護保険係                |       | TEL 022-291-2111 |                  |
|      | 仙台市青葉区役所       | 介護保険係                |       | TEL 022-225-7211 |                  |
|      | 仙台市若林区役所       | 介護保険係                |       | TEL 022-282-1111 |                  |
|      | 仙台市介護事業支援課     | 居宅サービス指導係            |       | TEL 022-214-8192 |                  |
|      | 富谷市役所          | 長寿福祉課                |       | TEL 022-358-0513 |                  |
| 行政機関 | 宮城県国民健康保険団体連合会 | 介護保険課                |       | TEL 022-222-7700 |                  |
|      | 宮城県社会福祉協議会     | 福祉サービス利用に関する運営適正化委員会 |       | TEL 022-716-9674 |                  |

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

二 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために、定期的に年1回は非難、救出その他の必要な訓練を行うものとしします。

二 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

三 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

＜虐待防止等のための責任者 阿部 博菜＞

(衛生管理)

第16条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、指定通所介護及び第一号通所事業（通所介護型サービス）従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 継続研修 年1回

- 二 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- 三 従業員は業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保持します。
- 四 従業員であった者に、業務上知り得た利用者さま又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- 五 あらかじめの文書により利用者様の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず一定の条件の下で情報提供をすることができます。
- 六 事業所は、サービス提供に関する記録をその完結から5年間保存し、利用者様から申し出があった場合、開示します。
- 七 サービスの提供により、事業者の責任による事故の場合に誠意をもって対応できるように、介護総合賠償責任保険に加入しております。
- 八 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項はコスモスケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

## 附則

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年5月1日から施行する。

この規定は、令和2年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。